

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第27回)

平成19年3月16日

公正取引委員会事務総局

審判官審判制度における審判官と委員会との関係

関連規定

- ・ 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、公正取引委員会規則で定めるところにより、第四十一条の規定による調査の囑託及び第四十七条第一項各号に掲げる処分のほか、その後の審判手続(審決を除く。次項、第六十三条及び第六十四条において同じ。)の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に關与したことのある者については、指定することができない。(法56条1項)
- ・ 事務総長は、事務総局の局務(第五十六条第一項の規定により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。)を統理する。(法35条3項)
- ・ 審判官は、その職務を公正迅速に、かつ、独立して行わなければならない。(審判規則13条2項)

審判官と委員会との関係

- 審判官は、公正取引委員会から委任を受けて審判を行っており、審判官の事務は事務総長の統理から除外されている。
- 審判官は、被審人及び審査官から独立して審判手続を行っている。
- 公正取引委員会は、審判手続を審判官に委任していることから、個々の審判事件の動向について審判官に対して一々指示することはない。
- ただし、委員会に進行状況を報告したり、審判官が必要と判断すれば委員会に法解釈や手続等について確認などすることはある。
- 審判官は審判に提出された証拠や主張を踏まえ、最終的に自らの責任の下に審決案を作成し、署名押印した上で、委員会、被審人及び審査官に提出する。

- 審判官制度は適切に運用されている。
 - 当初の委員会の判断とは異なる審決案が作成される場合もある。
 - 審決案における審判官の判断と、審決における公正取引委員会の判断が異なる場合もある。

様々な審決の例

違反行為なしとされた審決の例

- 審判の結果、違反行為なし及び審判開始決定が取り消された事例は全部で13件
- 比較的最近の例
 - 技研システム株式会社に対する件(平成12年8月8日審決)
 - アイジー会に対する件(平成9年10月9日決定)
 - 三菱電機ビルテクノサービス(株)ほか5名に対する件(平成6年7月28日審決)がある。

当初(勧告)の判断と異なる審決の例

【多数の審決例が存在(次頁参照)】

- 勧告(審判開始決定)の際に違反であると認定した行為の一部を審決時に違反行為なしとしたもの、適用法条の変更、課徴金の減額

審判官の判断と公正取引委員会の判断とが異なった例

- 公正取引委員会が審決案を検討して所要の修正を加えて審決することが多い。
- 審決案を引用せずに審決した例: 能美防災工業(株)に対する件ほか5件(昭和60年8月6日))

当初(勧告)の判断と異なる審決の例

事件名(審決年月日)	勧告時	審判審決時
(社)大阪バス協会に対する件(平成7年7月10日)	第8条1項1号に該当	一部の行為が第8条1項4号に該当。その余の行為はシロ。
社団法人日本冷蔵倉庫協会に対する件(平成12年4月19日)	第8条1項1号に該当	第8条1項4号に該当
(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントに対する件(平成13年8月1日)	一般指定13項に該当	中古品の取扱制限については,その制限単独で違反行為と認定せず。
ミツワ自動車(株)に対する件(平成10年6月19日)	一般指定15項に該当	違法宣言審決(既に当該行為はなくなっていると認められるので,被審人に対し,格別の措置を命じない。)
ニプロ(株)に対する件(平成18年6月5日)	第3条前段に該当	違法宣言審決(既に当該行為はなくなっていると認められるので,被審人に対し,格別の措置を命じない。)。違反行為の内容自体の認定も変更
課徴金減額審決事件		
【課徴金対象の売上額の減少】 東芝ケミカル,東京無線タクシー(裾切り額未満 納付を命じず),水田電工,近藤組,岡崎管工,防衛庁石油		
【算定率を変更】関東造園		